

手取川

七ヶ用水

No.98

土地改良区 広報

七ヶ用水施設が国の重要文化財指定に！



大水門（明治34年建設）



取入口隧道のうち第二号水路中間部（明治34年建設）



取入口隧道出口（通称給水口・明治34年建設）



富樫用水取入口水門（明治36年頃建設）

土地改良区は、前身である普通水利組合の創立から数えて120周年を迎えました。

目次

理事長あいさつ	②
令和4年度通常総代会開催	③
令和5年度予算、賦課金	④
令和5年度決済金、令和3年度財務状況	⑤
事業施工状況	⑥⑦
役員新体制、理事会・監事会構成	⑧
監事改選、重要文化財指定	⑨
ヒストリーツアー、取水計画	⑩
土地改良区への届出、事務局構成、職員人事	⑪
秋の停水、お知らせ	⑫



手取川七ヶ用水
120周年

理事長あいさつ

通常総代会より

手取川七ヶ用水土地改良区

理事長 本屋 彌壽夫



本日ここに、令和4年度通常総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様には、何かとお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。今後とも、当土地改良区に対し、ご協力とご指導をいただきますよう、お願いいたします。

先般、3月10日に山田白山市長が突然のご不幸でお亡くなりになられ、謹んで哀悼の意を表し、併せて、ご生前の七ヶ用水に対する業績に敬意を表するものです。本当に残念でなりません。

心よりご冥福をお祈りいたします。

さて、今年のかんがい期の用水については、皆様もご承知の通り今年の冬は比較的積雪量が多く、目標の水位が十分に確保されており、かんがい用水は心配ないとのことであります。

また、大日川ダム取水設備改修工事を行う、国営施設応急対策事業「手取川地区」は、昨年の秋から本格的な仮設工事に着手し、改修工事を順次進めているところであります。

一方、国の農業農村整備事業関係予算では、令和5年度当初予算の4,457億円に令和4年度補正予算として「競争力強化・国土強靱化のための計画的な推進、災害からの復旧・復興対策」として1,677億円を加え、総額で6,134億円となり、昨年度と同程度の予算であり、関係各位に深く感謝申し上げる次第です。しかし、これは前年の補正額を併せたものであり、今後は当初予算で確保するため、更に国に働きかけていきたいと思っております。

まだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、様々な感染対策を講じた上で、「新しい生活様式」を日常生活に取り入れ、引き続き、感染拡大防止に十分留意いただきますよう、お願いいたします。また、近年はロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、一部の国では穀物の輸出規制が実施されるなど、食料流通の機能不全や食料価格の高騰など食料安全保障をめぐる負の影響が国際社会に生じました。さらに、近年も各地で大きな災害が発生し、東北・北陸を襲った8月豪雨や広島県及び西日本を中心に上陸した台風14号・15号など甚大な被害となりました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々には、心からお見舞いと1日も早い復興を願うものであります。近年は、台風の大型化や暴風・豪雨災害などが増加しております。引き続き、災害に対するリスク軽減や対策に向けて積極的に取り組んでいくとともに、土地改良施設を適切に維持管理し、貴重な地域資源を次世代に継承していくことが必要と考えております。

七ヶ用水は、食料の安定的な供給を支える重要な施設であるばかりでなく洪水防止機能、水質浄化機能、防火用水などの多面的な機能を有しております。こうした中、当土地改良区では、地域全体の用排水機能を回復し、緊急的に防災・減災対策を講じる「県営土地改良施設豪雨対策事業」が令和2年度から開始されており、新規事業と継続事業を併せて水路改修工事を進めており、令和4年度末には七ヶ用水約142kmの内101kmが改修されます。しかし、管理水路の未施工区間がまだ多く、計画的に取り組んで参りたいと思っております。

最後になりますが、今後とも役職員が一丸となりまして、健全な土地改良区の運営と安定したかんがい用水の供給と施設の維持管理、そして円滑な各種事業の推進に取り組んで参りますので、組合員の皆様、総代各位には、一層の暖かいご支援、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後に本土地改良区の益々の発展と皆様方のご健勝を祈念申し上げまして、通常総代会の開会にあたりましての、ご挨拶とさせていただきます。

令和4年度 通常総代会開催

令和5年3月24日、グランドホテル白山において令和4年度通常総代会を開催しました。

総代99名（現員数109名）の出席のもと、議長に久田一見総代（第5分区）を選出し、提出議案11件を慎重審議した結果、原案どおり可決承認されました。



提案理由抜粋

- 令和4年度の主な補正としては、県単土地改良事業工事費・役員退職金支払・県営事業分担金などが増額となり、減額では、古宮公園遊歩道改修工事費・財政調整積立支出の減額等です。
- 令和5年度賦課金は、農業情勢を十分に理解し前年度同額とします。
- 農地転用決済金は、県営事業の進捗により安価となり、排水放流負担金は、社会情勢を鑑み前年度据置とします。
- 令和4年度予算は、県営事業分担金支出において、当年度は市街地部分の改修工事が多くあり、当改良区負担分が減額となりました。一方、現状の財政基盤が安定していることから、分区関係費・会議費等の費用弁償金において増額をお願いするもので、総額では、前年度予算に対し、約5,400万円減額の2億5,300万円です。
- 昨今の農業情勢をふまえ、その他の経費についても節減を図り、慎重に協議を重ねた結果、本予算案を提出します。

- | | |
|--------|------------------------------|
| 議案第1号 | 大日ダム土地改良区連合議員の選出について |
| 議案第2号 | 令和4年度一般会計収支予算の補正について |
| 議案第3号 | 令和4年度七ヶ用水発電事業特別会計収支予算の補正について |
| 議案第4号 | 令和5年度賦課金の額及び徴収について |
| 議案第5号 | 令和5年度農地転用決済金の額について |
| 議案第6号 | 令和5年度排水放流改良工事負担金の額について |
| 議案第7号 | 令和5年度役員報酬について |
| 議案第8号 | 令和5年度一時借入をするについて |
| 議案第9号 | 令和5年度積立金等の預入先及び運用方法について |
| 議案第10号 | 令和5年度一般会計収支予算について |
| 議案第11号 | 令和5年度七ヶ用水発電事業特別会計収支予算について |

令和5年度予算

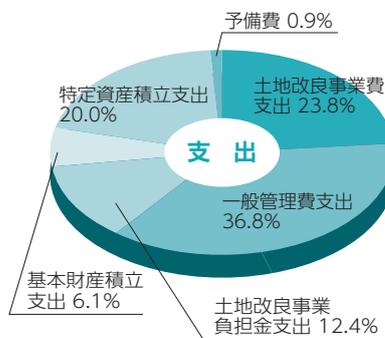
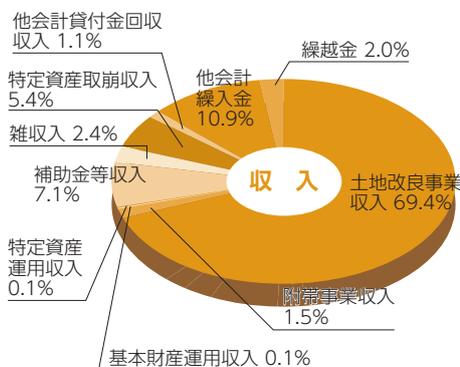
(令和5年3月24日開催 通常総代会議決)

一般会計

収入の部		
(単位：円)		
科目(款)	予算額	前年度比
土地改良事業収入	175,748,800	△825,458
附帯事業収入	3,920,715	△300,000
基本財産運用収入	168,500	△9,000
特定資産運用収入	213,800	△38,900
補助金等収入	18,000,200	△16,453,900
交付金収入	100	
寄付金収入	100	
業務受託料収入	100	△299,900
雑収入	6,006,675	
借入金収入	100	
基本財産取崩収入	100	
特定資産取崩収入	13,544,531	△29,384,393
固定資産売却収入	500	
他会計貸付金回収収入	2,750,000	
他会計繰入金	27,753,995	2,052,918
繰越金	5,000,000	△8,998,247
収入合計	253,108,216	△54,256,880

支出の部		
(単位：円)		
科目(款)	予算額	前年度比
土地改良事業費支出	60,250,592	△15,998,022
一般管理費支出	93,151,100	△471,620
土地改良事業負担金支出	31,480,100	△26,625,682
借入金返済支出	100	
支払利息	20,100	△80,000
固定資産取得支出	700	
出資金取得支出	100	
基本財産積立支出	15,447,100	△449,258
特定資産積立支出	50,523,269	△10,050,871
雑支出	100	
繰越金	100	
予備費	2,234,855	△581,427
支出合計	253,108,216	△54,256,880

※令和4年度予算より新会計基準に基づき、七ヶ用水発電事業特別会計を除く5つの特別会計は一般会計に含まれ、予算科目等の名称も変更となりました。



七ヶ用水発電事業特別会計	収入	148,825,679円	支出	148,825,679円
--------------	----	--------------	----	--------------

令和5年度 賦課金額及び徴収期日

賦課金	年額 2,970円/10a当
賦課期日	令和5年4月1日現在
徴収期限	令和5年9月25日
算出基準	1円未満の端数切捨て

令和4年度より賦課金の口座振替による納入については、通帳記帳をもって領収書にかえさせていただきます。

領収書が必要な方は、お手数をおかけしますが、当改良区迄ご連絡をお願いいたします。

令和5年度農地転用決済金

10a当

167,001円

■内 訳

区 分	10a当
一般経費に対する決済金	98,160円
県営かんがい排水事業等未施工事業費に対する決済金	48,906円
土地改良施設減価償却に対する決済金	18,889円
繰上償還にかかる決済金	1,046円

■農地転用決済金規程第8条による決済金額

10a当	117,921円
------	----------

買取単位3.3㎡当、3,300円未満の該当地は、維持管理費に対する決済金を半額とする。

農地転用決済金とは、土地改良区域内の田を宅地・商工業用地・道路・公共事業用地等、田以外に農地転用する場合、土地改良法第42条「権利義務の承継及び決済」に規定する手続を必要とするもので、土地改良事業に要する残存農地の過重負担額を転用時に一時金として決済するものです。

令和5年度排水放流改良工事負担金

10a当

154,468円

排水放流改良工事負担金とは、転用後の敷地から雨水等が七ヶ用水管理水路に流れ込むことにより排水量が増加することで、下流域での溢水被害を防止することを目的とし、水路の保全及び改良工事費の一部に充てるため、農地転用の目的と場所により負担金を徴収するものです。

令和3年度財務状況の公表

令和4年度臨時総代会(令和4年10月7日)を開催し、議長に斉藤信也総代(第4分区)を選出し可決承認した。

1. 一般会計収支決算

(単位：円)

収入の部		
科目(款)	決算額	構成比(%)
賦課金	134,814,924	41.8
助成金	0	0.0
負担金	1,550,000	0.5
使用料及手数料	4,496,642	1.4
補助金	16,640,000	5.1
交付金	9,900,000	3.1
雑収入	6,865,569	2.1
借入金	0	0.0
寄付金	0	0.0
繰入金	134,850,287	41.8
繰越金	13,527,055	4.2
収入合計	322,644,477	100.0

支出の部		
科目(款)	決算額	構成比(%)
事務費	70,120,626	22.7
事務所費	3,737,250	1.2
選挙費	0	0.0
維持管理費	76,308,655	24.7
借入金	10,415	0.0
負担金及寄付金	123,044,232	39.9
諸費	4,086,166	1.3
団体営土地改良事業費	0	0.0
災害復旧事業費	0	0.0
繰出金	31,278,886	10.1
財産費	60,000	0.1
予備費	0	0.0
支出合計	308,646,230	100.0

差引残金 13,998,247円 次年度へ繰越

2. 特別会計決算

(単位：円)

会 計	決算額
農地転用決済金	466,513,836
退職手当準備積立金	61,428,936
土地改良施設災害準備基金	352,935,266
土地改良区財政調整基金	156,940,413
排水放流改良工事基金	26,685,013
七ヶ用水発電事業	136,860,993

3. 財産目録

(単位：円)

資 産	
項目	金額
流動資産	52,420,982
特定資産	2,247,690,719
固定資産	200,533,793
備品	26,682,785
合計	2,527,328,279

負 債	
項目	金額
長期負債	151,250,000
短期負債	0
退職給与積立金	61,428,936
七ヶ用水発電事業引当金	112,548,180
合計	325,227,116

4. 賦課面積及び組合員数

賦課面積	4,499ha
組合員数	5,386人

事業施工状況

■かんがい排水事業【県営】

(単位：千円)

地区 工期	水路名	全 体		令和4年度施工		令和5年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
北星 H23～R12	4-3号支線 4-6号支線	6,950m	3,504,900	360.0m	204,855	147.0m	191,695
中島用水 H24～R13	6号支線	8,520m	2,880,000	277.0m	192,100	212.0m	146,400
中村用水第2四期 H30～R9	3-1号支線	4,490m	1,500,100	508.0m	149,241	300.0m	156,579
井口 R元～R7	2-1号支線 2-2号支線	1,570m	611,600	260.1m	149,147	100.0m	64,043

※R5年度にR4年度繰越額を含む

北星地区
4-3号支線
北安田町地内

着工前



完成



中島用水地区
6号支線
与九郎島地内

着工前



完成



中村用水第2四期地区
3-1号支線
坊丸・田地町地内

着工前



完成



井口地区
2-1支線
井口町地内

着工前



完成



■用排水施設整備事業 [県営]

(単位：千円)

地区名 工期	水路名	全 体		令和4年度施工		令和5年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
郷用水第4 H28~R7	2-1号支線	4,750m	1,943,900	149.8m	173,080	120.0m	183,000
松任南部 H28~R7	5-3号支線	5,570m	1,843,000	255.8m	123,959	358.0m	153,741

※R5年度にR4年度繰越額を含む

郷用水第4地区
(2-1号支線、二日市地内)

着工前



完成



松任南部地区
(5-3号支線、寄新保町地内)

着工前



完成



■土地改良施設豪雨対策事業 [県営]

(単位：千円)

地区名 工期	水路名	全 体		令和4年度施工		令和5年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
山島用水 R元~R10	4-5号支線 4-8号支線	5,030m	2,258,300	330.1m	155,014	319.0m	202,986

※R5年度にR4年度繰越額を含む

山島用水地区
(4-5号支線、宮丸町地内)

着工前



完成



■基幹水利施設予防保全対策事業 (ストックマネジメント) [県営]

(単位：千円)

地区名 工期	水路名	全 体		令和4年度施工		令和5年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
手取川右岸二期 R元~R7	富樫用水 林口川	2,745.3m	616,000	147.0m	78,466	210.0m	50,000

※R5年度にR4年度繰越額を含む

手取川右岸二期地区
(富樫用水、部入道町地内)

着工前



完成



■農業水路等長寿命化・防災減災事業 [県営]

(単位：千円)

地区名 工期	水路名	全 体		令和4年度施工		令和5年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
富樫用水 R4~R6	富樫用水 林口川	水門改修・ 補修工33基	240,500	水門改修・ 補修工15基	21,800	水門改修・ 補修工8基	108,200

※R5年度にR4年度繰越額を含む

■国営造成施設管理体制整備促進事業 [県営]

(単位：千円)

地区名 工期	水路名	全 体		令和4年度施工		令和5年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
七ヶ用水 H30~R5	全 線	一式	160,344	維持管理 水門1基	30,768	維持管理 安全施設	26,724

防火用水門設置

(3-1号支線、
上二口町地内)

着工前



完 成



役員新体制

任期満了による役員選挙（理事全員・監事半数）の結果、次の方々が就任いたしました。

(任期：令和4年10月24日～令和8年10月23日)

被選挙区	役職	氏名	住所	
第1被選挙区	理事	長谷川 茂	白山市曾谷町	新任
第1被選挙区	理事	小林 溥志	野々市市上林	重任
第2被選挙区	理事	井村 長博	白山市井口町	新任
第2被選挙区	理事	喜多 義則	白山市木津町	新任
第3被選挙区	理事	竹内 茂男	白山市明島町	重任
第3被選挙区	理事	中川 賢二	白山市宮永市町	重任
第4被選挙区	理事	本屋彌壽夫	白山市長島町	重任
第4被選挙区	理事	佐武 憲一	白山市村井町	重任
第4被選挙区	理事	西田 榮次	白山市徳光町	重任
第5被選挙区	理事	道田 正一	白山市島田町	新任
第6被選挙区	理事	宮西 豊	川北町字土室	重任
第7被選挙区	理事	新宅 和幸	川北町字田子島	重任
第1～第4被選挙区	監事	西川 悦生	白山市相木町	新任
第5～第7被選挙区	監事	西川 利明	川北町字橘	新任

※監事は半数2名の改選

理事会構成

理事長／本屋彌壽夫				副理事長／宮西 豊				
総務委員会			財務委員会			工務委員会		
委員長	西田 榮次		委員長	竹内 茂男		委員長	小林 溥志	
	佐武 憲一			新宅 和幸			中川 賢二	
	井村 長博			長谷川 茂			喜多 義則	
	道田 正一							

監事会構成

代表監事／三浦 秀一	監 事／西川 悦生	西川 利明	澤村 吉之
------------	-----------	-------	-------

大日ダム土地改良区連合議員の選出

大日ダム土地改良区連合議員の交代を要するため次の方を選出しました。

東 仁司 (第5分区長)

役員選挙(監事半数)の執行

手取川七ヶ用水土地改良区の役員(監事半数)の任期満了(令和5年10月24日)による役員選挙を執行します。

1. 役員^{の改選定数} 監事2人(半数)
2. 被選挙区及び選挙すべき役員(監事)の数

被選挙区 (被選挙区域)	人数	被選挙区 (被選挙区域)	人数
第1被選挙区(旧富樫用水関係区域)	1人	第5被選挙区(旧大慶寺用水関係区域)	1人
第2被選挙区(旧郷用水関係区域)		第6被選挙区(旧中島用水関係区域)	
第3被選挙区(旧中村用水関係区域)		第7被選挙区(旧新砂川用水関係区域)	
第4被選挙区(旧山島用水関係区域)			

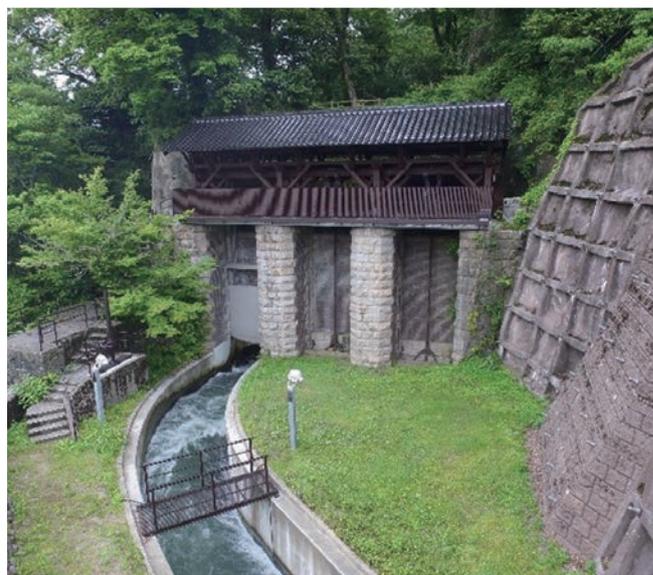
3. 選挙時期 任期満了の前日、60日から10日までに行わなければならない。
令和5年度臨時総代会開催予定 令和5年10月6日
4. 選挙の通知及び公告 期日から5日前までに書面をもって、総代に通知し、かつ公告する。
5. 候補者の立候補 選挙期日の公告のあった日から、選挙期日の3日前までに書面で届出する。
6. 役員立候補の制限 被選挙区に所属する組合員でなければならない。
選挙・投票・開票管理者及び立会人は、立候補者になることができない。
7. 役員任期 令和5年10月25日～令和9年10月24日(4年)

重要文化財の指定

令和5年6月23日(金)に開催された国の「文化審議会」において、文部科学大臣から諮問があった文化財の指定候補案件が審議され、手取川七ヶ用水の取水施設を重要文化財(建造物)に指定するよう答申されました。この結果、国の官報告示を経て、秋ごろには正式に指定となる見通しです。(表紙写真参照)

名称・員数 てどりがわしちかようすいしゆすいしせつ 手取川七ヶ用水取水施設 2基、1所
だいすいもん 大水門 1基
とりいれぐちすいどう 取入口隧道 1所
とがしよすいとりいれぐちすいもん 富樫用水取入口水門 1基

指定理由 手取川を水源とする手取川扇状地の要の位置に立地する明治34年建設の取水施設。近世来の小規模な取水施設を統合(合口化)し、施設の大規模化と水利用の合理化を図った合口取水施設として我が国現存最古のものである。北陸有数の穀倉地帯である加賀平野を潤す手取川七ヶ用水の基幹施設であり、明治後期を代表する農業用水施設の一つとして評価される。



七ヶ用水取水施設は、白山手取川ジオパークの重要なテーマである「水の旅」を物語る文化遺産として登録されています。この白山手取川ジオパークがユネスコ世界ジオパークに正式認定されたのが今年5月24日ですが、今から120年前の明治36年(1903)、七ヶ用水の通水式が行われたのも同じ5月24日でした。事務局ではこの施設を守り伝えてきた先人に感謝するとともに、これからも皆さまと共にこの大切な「たから」を守ってまいります。

世界かんがい施設遺産を学ぶ ヒストリーツアー

～日本最古の合口取水施設を歩こう～

昨年度に引続き、普段は入ることが出来ない隧道内を一般公開し、施設見学会を開催することで七ヶ用水の歴史や理解を一層深めていただくことを目的とし開催いたします。

- **開催日** 令和5年10月21日（土）小雨決行
- **集合場所** 白山管理センター（白山市白山町レ53-4）
- **参加資格** 誰でも参加できます。但し、小学生以下は、保護者同伴での参加となります。
（**長靴の着用**と隧道内で使用する**懐中電灯**の持参をお願いします。）
- **日程(内容)** 9：00開会式～11：00閉会式
2班に分かれヒストリーツアー実施
- **応募方法** 氏名、年齢、連絡先（住所、電話番号）を明記の上、郵送又はFAXして下さい。
ホームページからも申し込みできます。
- **応募期間** 10月6日（金）まで
- **及募集数** 先着50名様 ※定員になり次第締め切らせて頂きます。



応募・問合せは、下記までお願いします

〒924-0871 白山市西新町159-2 手取川七ヶ用水土地改良区（水土里ネット七ヶ用水）
TEL 076-276-1166 FAX 076-276-1167 <http://www.shichika.or.jp>

手取川 七ヶ用水 土地改良区 取水計画



● 期別取水量

区分	期間	かんがい期			非かんがい期	
		4月13日から 4月19日まで	4月20日から 5月3日のうち1週間	4月20日から 9月10日まで	9月11日から 3月19日まで	3月20日から 4月12日まで
白山頭首工に係る最大取水量		30.00 m³/S	42.63 m³/S	30.00 m³/S	13.91 m³/S	30.00 m³/S

● 非かんがい期の通水及び管理について

- ① 9月11日より通水量が毎秒13.91 tとなります。かんがい期の約半分位の水量です。
- ② 通水量が少ないのと同時に、水路工事や橋梁工事等で停水及び減水が行われご迷惑をおかけしますが、火の元には十分ご注意ください。
- ③ 降雨時の洪水を防止するため転倒堰は、なるべく倒しておいて下さい。積雪・融雪等冬季期間の用水堰管理についても地元の皆様のご協力をお願いします。尚、除雪等による用水路への大量の雪捨てはご遠慮願います。(下流部で雪がつまり、水が溢れる事があります。)

知っていますか？

必ず届け出が必要です！

組合員資格変更の届け出

簡単な手続きです。組合員名(封筒の宛名)を確認して下さい。

- 組合員の死亡により、農地を相続した場合
- 住所や組合員名を変更する場合
- 農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合
- 農業者年金を受けるため経営移譲した場合

農地の転用にも転用申請・決済金が必要です [土地改良法第42条2項]

- 農農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地改良区の土地台帳から賦課面積を削除できませんので、毎年そのまま賦課金がかかります。
- 公共事業（道路・公園・河川・建物等）用地として転用される農地についても、転用決済金の納付が義務づけられています。
- 特に公共道路の転用申請が遅れている所が見受けられます。事業主体との説明会・用地買収・契約調印の際は、転用申請、転用決済金等の問題も十分協議し、必ず土地改良区へ申請するようにお願いします。

自己申告
です

お気づきの点がございましたら、
お気軽にお問い合わせを

白山管理センター視察・見学案内

白山市白山町古宮公園内にある白山管理センターは、取水制御と幹線水路の管理業務を行っています。2階の展示室には、七ヶ用水の父「枝権兵衛」の偉業を紹介するコーナーや七ヶ用水の歴史と役割について、解りやすくパネル展示してあります。また、歴史的水利施設で、世界かんがい施設遺産に登録された「大水門・給水口」も見学できます。

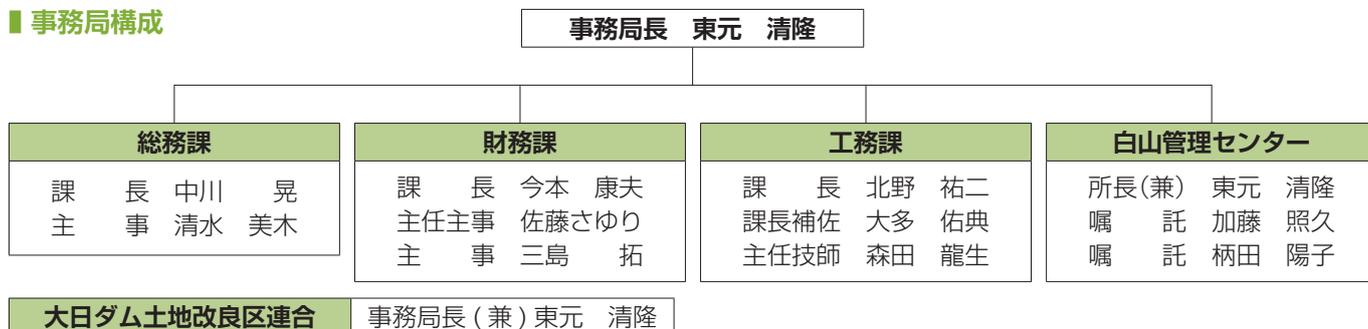
小学生の課外学習や一般、団体の皆様に利用されていますので、お気軽にお越し下さい。

(団体の場合は事前にご連絡願います)

開館 平日、午前9時～午後5時（土日祝は、団体に限りご相談に応じます）

連絡先 手取川七ヶ用水土地改良区 TEL 076-276-1166、白山管理センター TEL 076-272-1054

事務局構成



職員 人事

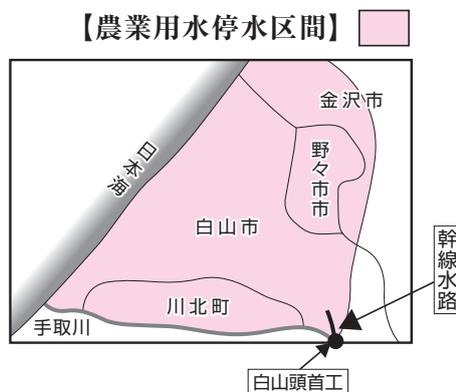
●退職 令和5年3月31日付 白山管理センター臨時職員 横山 久子

ご苦勞様でした。

●採用 令和5年4月1日付 白山管理センター臨時職員 柄田 陽子

農業用水の停水について

幹線水路の定期点検及び修繕工事のため、下記期間、七ヶ用水の全区間において農業用水が停水になります。停水期間中の火災防止にご協力をよろしくお願いいたします。



10月11日(水)午前10時から 10月30日(月)午後5時まで

上記20日間、農業用水が停水します。

危 用水転落事故防止!



水量の多い時期ですので、水路の危険な所へ近づかないようにして下さい。
特に、子供やお年寄りを水の事故から守るため、皆さんで充分注意しましょう!

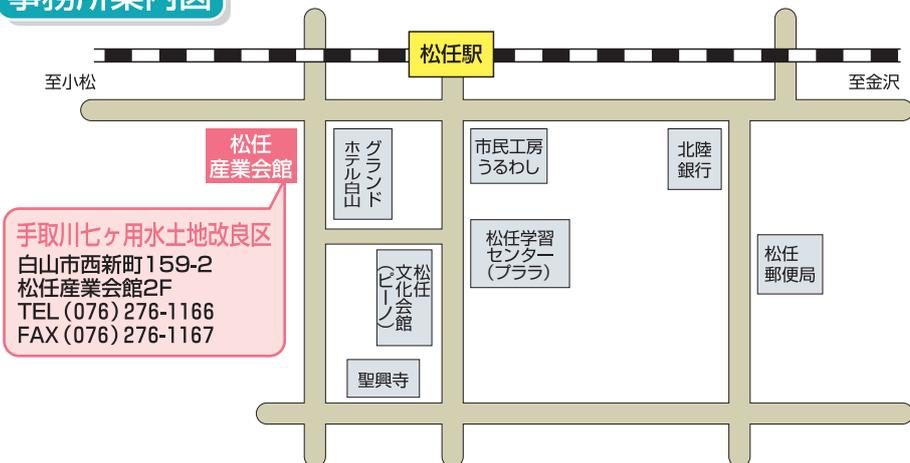
用水路に物やゴミを捨てないで下さい。

水路堤で物を焼却したり
放置したりしないでください。

組合員名を確認しましょう!

広報送付宛名、賦課金告知書等で、現組合員名を必ず確認して下さい。
変更がある場合は、土地改良区運営上、支障がありますので速やかに申し出下さい。

事務所案内図



★手取川七ヶ用水土地改良区広報

No.98

発行/令和5年8月1日
発行所/手取川七ヶ用水土地改良区
〒924-0871
白山市西新町159-2
松任産業会館2F
TEL: (076) 276-1166
FAX: (076) 276-1167
ホームページアドレス
//www.shichika.or.jp
印刷/ヨシダ印刷株式会社